

島根県労働者福祉協議会機関誌

しまねろうふく

2009.3
Vol.365



「安来市より望む大山」

〈目次〉

わたしの職場 ふるさと自慢 ……2

第39回西部労福協定期総会報告 ……3

2009年度
政策・制度県知事要請 ……4～5

ろうきん確定申告書作成セミナー開催 ……6

2009年 全労済 地域貢献助成事業 ……7

各地区労福協活動のご紹介 浜田・邑智地区 ……8

特集

私の職場 ふるさと自慢



次回は 4月1日(水)発行です



わたしの職場ふるさと自慢

安来製作所労働組合

執行委員長 遠藤 志伸



私たちの会社は、高級特殊鋼を生産する日立金属安来工場の工程分担を主にしていますが、その職種は製造、運輸、分析・測定、福利等多岐に亘っています。どの部門とも「安く・良い物を・約束どおり」提供することを常に意識し、お客様の満足が得られるよう日夜奮闘しています。

安来製作所労働組合は、2002年(平成14年)4月に当時の山陰金属労組・ハガネ運輸労組・ロッドテック労組が合併することによって誕生し、2004年にはクスノキ労組が合併して今日に至っている歴史の浅い組合です。しかしながら旧労組においてその歴史は古く、読者の皆さんの中には聞き覚えがある労組もあるかと思います。現在は旧労組の良いところを生かしながら、時代の変革に乗り遅れないよう新しいものに挑戦しつつ諸活動を展開しています。

組合の活動は、労働条件闘争をはじめ会社諸施策への対応、職場の環境改善、各種研修会などを主として行なっていますが、他に社会貢献活動の一環としてチャリティースポーツ大会の開催や各種ボランティアにも積極的に参加しています。特に地区労協主催の中海クリーン作戦や独居老人

宅奉仕作業などは活動の認知度が高まり割当の人数を超える申込みがあるなど、活発な福祉活動となってきました。

また、組合員の総合的生活水準の向上に向けての活動は、労金・労済との連携は必要不可欠ですが、特に職員の方には業務を超えて組合の諸活動にまで積極的に入り込んでいただき直接組合員と交流をするなど、とてもよい関係を築かせて頂いております。

安来市を若干紹介させていただきますと、安来市は島根県の最東端に位置し山陰でも有数の商業地、松江・米子に隣接することから、ショッピングや娯楽には最適な場所にあります。

また、山陰有数の穀倉地帯と豊かな森林資源に加え、北に中海、東に大山の勇姿が望めるほか、冬には能義平野の水田にエサを求めて多くの白鳥が飛来し、道行く人の心を和ませてくれるなど自然環境にも恵まれた地域です。(写真は安来から見た大山と安来に飛来した白鳥です)

安来と言えば全国的に有名な安来節がありますが、その他にNHKの大河ドラマ「毛利元就」で活躍が紹介された戦国大名尼子氏の史跡など歴史、文化のある観光の町です。近くにおいての際は是非お立ち寄り頂きたいと思います。

以上



種々雑感
「しまねろうふく」投稿

「会社の一番の財産は社員！」 連合島根の春闘研修会より

連合島根事務局長 堀内幹夫



連合島根では、1月17日(土)に2009春闘研修会を開催しました。その際、研修会講師として昨年11月に内閣府から「子どもと家庭を応援する日本」功労者内閣総理大臣表彰を受賞した、松江市の(株)長岡塗装店 古志野純子常務から、「会社の一番の財産は社員！(我が社の両立支援)」と題して講演を頂いた。この会社は、社員が22名であるが「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みで、全国から注目をあびている会社です。

塗装の仕事は、いわゆる3K(きつい、厳しい、汚い)の職場で、今から10年前は、若手社員が数年で次々と辞めてしまう状況で、さらに、会社を支えていたベテラン社員が60才定年を迎

えることから、会社存続の危機に陥り、そのときに、何とか若手社員を「定着・育成」させるために、やれることは何でもしようという覚悟で、「両立支援」へと舵を切ったそうです。

具体策として①30分単位で取得できる子どもの看護休暇(高校卒業まで)、②保育料の3分の1の補助、③子育て中・妊娠中の社員のための休憩室完備、④男性の育児休業取得促進など、この10年間で様々な制度を取り入れておられます。

その結果、2003年から現在までの退職者はわずか2名、10～30代の若手社員は6名から11名に倍増。塗装技能士の有資格者数は5年前の7名から15名へと倍増。会社の評価が向上し、さらに社員のモチベーションも向上したそうです。

昨今、非正規労働者の雇止めなどの問題が報じられている中で、社員を一人ひとりと向き合い、働きやすい職場環境にすることで、会社を発展させた好事例として紹介します。

西部労福協第39回定期総会の報告

＝メインスローガン：活力ある福祉社会・地域共生で暮らしに夢を！！＝



報告者 江津地区労働者福祉協議会 佐々木康雄



▲杉林事務局長



▲笹森会長



▲秋田弁護士

2月19日(木)、西部労福協第39回定期総会が広島県呉市「クレイトンベイホテル」において中国・四国の9県労福協から56名の出席により盛会に開催されました。島根県からは大崎会長をはじめ、江津地区労福協より岩竹好夫、佐々木康雄が出席させていただきました。

総会は午後2時30分に藤岡幹事の開会挨拶に続き、議長に川口氏(呉地区労福協会長)を選出した後、西部労福協を代表して小川会長より「特に、労福協が取り組んでいる反貧困運動は、貧困者をただ単に救うための取り組みでなく、自分のための取り組みであることを認識しつつ、その運動を広げていく必要がある。その運動を更に拡大していくためにも9県労福協の結束は極めて重要であり、更なる意思疎通を図っていき(要旨)」と挨拶されました。

来賓として、中央労福協・笹森会長より「これまでの利息制限法・割賦販売法・反貧困運動の前進は、全国の仲間をはじめ、他の市民団体など幅広い団体と連携できたことが大きな成果につながった。労福協の60年の歴史を振り返りつつ、さまざまな団体と連携して活動を取り組めば、行政を、日本を変えることの証明ができた(要旨)」と挨拶されました。また、広島県知事代理、呉市長よりそれぞれ挨拶を受けました。

その後、宮地会長(広島県労福協)より地元歓迎挨拶の後、杉林事務局長より2008年度活動報告・決算報告・監査報告、2009年度活動方針(案)・予算(案)、役員の一部交替について提案され、満場一致で承認されました。議事終了後、スローガンの採択が行われ、議長降壇の後、吉田幹事の閉会挨拶で終了しました。

また、総会終了後に、地元広島県の秋田智佳子弁護士より、「貧困の連鎖を断ち切るために」と題し、貧困者の相談内容が紹介され、「失業保険など貧困者対策のための行政課題や充実させなければならないこと、各団体との更なる連携の必要性について」の記念講演があり、貧困社会を拡大させないことこそ税金のムダを抑制する効果がある。そのために労福協の力が必要である。」との支援要請がありました。

今回、こうした総会に初めて参加させていただきました二人ですが、労福協活動を実践されている役員のみなさんのご苦労や、「労福協運動とは何か…」を少しではありますが、理解できた大変有意義な機会であったと思います。

具体的な活動

- 1.西部ブロックの機能強化
- 2.福祉事業団体の活動を支援する取り組み
- 3.勤労者の暮らしにかかるサポート事業の取り組み
- 4.2009年度勤労者福祉向上キャンペーンの取り組み
- 5.重点活動ならびに継続的活動の取り組み
- 6.教育研修の取り組み
- 7.中央労福協の諸会議・行事への参加
- 8.全国ボランティアフェスティバルへの参画
- 9.国際交流活動への参加
- 10.四国88カ所霊場めぐり交流事業

2009年度西部労福協役員

会 長	小川 俊 (香川県労福協会長)	幹 事	西田 和久 (岡山県労福協事務局長)
事務局長	杉林 利夫 (香川県労福協専務理事)		鷲澤 光夫 (愛媛県労福協専務理事)
幹 事	小泉 俊一 (鳥取県労福協専務理事)		久積 郁郎 (徳島県労福協会長・専務理事)
	神門 至 (島根県労福協事務局長)		藤岡 高之 (高知県労福協事務局長)
	加藤 栄 (山口県労福協専務理事)	会計監査	中居 和美 (鳥取県労福協監事)
	吉田 修 (広島県労福協事務局長次長)		元川 仁 (徳島県労福協監事)

< サブスローガン >

- ◇ 労働組合・福祉事業団体・NPOとの連携をはかり、職場・地域の「勤労者の暮らしサポート事業」を充実しよう!
- ◇ 「行動し、提案する労福協」への自己改革をはかり、21世紀にふさわしい自主福祉活動に取り組もう!
- ◇ 重点政策課題の実践に向け、地域での取り組みを強化しよう!
- ◇ 中央・西部・各県労福協が一体となった活動で「温もりのある福祉社会」を実現しよう!

2009年度政策・制度県知事要請

(要請書2008年11月11日提出、
回答書2008年12月16日付)

番号	要 求 事 項	回 答	課 名
1	労働者福祉運動の育成・強化について 全国の各都道府県において、労働者福祉に関わる諸課題は、さまざまな形で指導と育成が行われています。島根県労働協として、県の厳しい財政状況は十分理解していますが、年々県補助金が削減される中、労働者の福祉環境の維持、改善を図るため、次の事項について要請致します。		
(1)	労働者福祉の充実について 労働者福祉運動を推進していくため、労働者への必要な知識及び情報提供を行うため広報と研修、セミナー及び調査事業、県下各地域での労働者福祉を充実させるための助成支援を要請致します。	(1)労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は認識しており、補助金交付要綱に従い、予算の範囲内で補助を行う予定です。しかしながら、県財政は依然として厳しい状況にあることをご理解ください。	雇用政策課
(2)	「くらしサポートセンター島根」事業について 2008年6月に労働者の労働・生活に関わる不安解消を図ることを目的に開設したワンストップサービス「くらしサポートセンター島根」の事業推進及び、充実を図るため助成支援を要請致します。	(2)「くらしサポートセンター島根」事業については労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると認識しており、予算の範囲内で支援したいと考えております。	雇用政策課
(3)	高校生等のための消費者講座について これまで3年間、県消費者センターのご指導を頂き、県下の高校を対象に「高校生のための消費者講座」を自主活動として実施してきました。その目的は、ご承知のとおり「クレ・ササ」等による多重債務者が増加する中で、被害を未然に防止するため、社会人になる高校生ならびに大学生等を対象とした予備知識教育を図る」こととあります。これまで、自主予算上の制限から、毎年県下10高校を基本として実施してまいりましたが、この活動の重要性及び更なるご要望に応えるため、加えて未組織中小企業での実施を念頭に、新たな助成支援を要請致します。	(3)補助対象となる事業としては、従来から労働者を対象とした事業としているところです。よって学生・生徒を対象とする事業は補助対象とはできませんのでご理解ください。 なお、労働者を対象とする事業については予算の範囲内で支援したいと考えております。	雇用政策課
(4)	情報交換と意見交換の場について これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策に対して、相互の情報交換と意見交換を行っています。今後引き続き、県各部署との意見交換の場を設定して頂きますよう要請致します。	(4)従来からご意見を伺うと共に意見交換等も実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。	雇用政策課
(5)	2009年度(平成21年度)県補助金について 上記のことを踏まえ、2009年度の県補助金を以下のとおり要請致します。特段のご配慮をお願い致します。尚、2009年度の補助金対象事業の内容および精算表につきましては、別紙のとおりであります。 ①2009年度 要請額 298万円 ※過去4年の県補助金 平成20年度 181.1万円 平成19年度 213.0万円 平成18年度 282.0万円 平成17年度 400.0万円 ②事業開始予定年月日 平成21年4月 1日 ③事業完了予定年月日 平成22年3月31日	(5)来年度予算編成において、財政改革を強力に推進するため、事務事業の見直しを徹底し、一般政策経費を15%削減する要求基準が示されているところです。県財政は依然として厳しい状況にあることをご理解ください。	雇用政策課
2	中小企業労働者の福祉の充実について		
(1)	現在、東部・西部労働者共済会が設置されていますが、中小企業でも契約及び派遣社員が増加しており、労働者の福利厚生面の充実が必要であり、これまで以上に労働者共済会の果たす役割は極めて重要であります。しかし、平成22年に労働者共済会への国の補助金が廃止される見通しであり、自立するためには、これまで以上に労働者共済会への加入促進を図る必要があります。県として、引き続き、強力な指導と支援がなされるよう要請致します。	(1)東部・西部労働者共済会において実施されている中小企業労働者福祉サービスセンター事業については、中小企業の福利厚生の充実や雇用の安定を図る上からも重要な事業と考えております。 県では事業広報のほか、毎年、両共済会と共に商工団体や事業所を訪問し、加入促進をお願いしています。今後も両共済会と共に加入促進に努めます。	雇用政策課
(2)	中小企業経営者に対する財形制度導入の要請と、引き続き制度の広報活動の強化を要請致します。また、中小企業退職金制度の普及拡大に向けて中退共済制度への加入促進について、県として更なる指導をなされるよう要請致します。	(2)労働者財産形成促進制度については独立行政法人雇用・能力開発機構において、中小企業退職金共済制度については独立行政法人労働者退職金共済会機構においてそれぞれ運営されていますが、県でもホームページや「企業支援ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。中退共済制度については中退共済普及推進員と連携し、加入促進に努めております。今後もこのような取組みにより両制度の普及に努めます。	雇用政策課
3	消費者施策の充実について		
(1)	多重債務対策について これまで、島根県においては、「島根県消費者金融等被害防止対策会議」を設置され、多重債務に苦しむ人の救済に向け、積極的に取り組まれていることに敬意を表します。その対策会議の経緯を踏まえ、次のことについて要請致します。 ①県内21市町村における窓口の相談体制の更なる充実及び、体制強化が図られるよう要請致します。 ②とりわけ、相談者の問題解決に対して、相談時から最後のフォローアップまでのシステム構築がなされるよう要請致します。 ③また、被害防止のために、更なる行政内部の連携の強化及び各関係機関の連携が図られ、より実行ある運営がなされるよう要請致します。	(1)①県においては、市町村窓口担当者の研修を実施するとともに、初回法律相談の無料化に対応していただける法律専門家の名簿を配布するなど、早期解決に向けた体制整備を進めています。 ②多重債務者の早期発見と早期相談、生活支援等を図るため、各市町村において徴収・福祉部門等と相談窓口が連携するとともに、上記法律専門家等との連携を推進するよう要請を行っています。 ③「自殺対策庁内連絡会」への参画や「心と体の相談センター」の意見交換会への参加、対策会議として実施する多重債務特別相談の案内を税務・福祉関係課へ情報提供するなど、関係機関との連携に努めています。	環境生活 総務課 (消費生活室)
(2)	割賦販売被害者の救済について 2007年6月に割賦販売法改正が通常国会で成立され、1年半後には完全施行される予定であります。その内容は、①支払能力を超えるクレジット契約の禁止、②クレジット会社が悪質販売業者のチェック、③騙されて支払った代金の返還、などです。とりわけ、既払金返還ルールの創設により、消費生活センターで悪質商法の被害を解決できるケースが増大するとされています。 しかし、最前線の相談現場は予算・人員削減による疲弊が懸念されており、消費者行政の基盤が全国的に揺らいでいる実態もあります。島根県においても、生活相談員の多くは不安定雇用であると推察しております。その機能をより充実・強化するため、県消費者センターの体制強化及び相談員の処遇・身分の改善・権限の強化が図られるよう要請致します。	(2)悪質な訪問販売などを規制する改正特定商取引法・割賦販売法が成立し、この法律の施行により高齢者等を狙った悪質商法被害の救済や悪質事業者の排除などが期待されます。 消費者センターにおいては、悪質な訪問販売等のトラブルを解決するため、相談員がアッセン等を行っており、相談件数の増加等に対応して逐次相談員の増員を行うなど、相談体制の強化を図ってきております。 なお、相談員の処遇・身分の改善、権限の強化については、国において消費者庁設置関連の法律制定や予算措置等の議論の中で検討が行われると聞いており、今後これらの動向を見極めていきたいと考えています。	環境生活 総務課 (消費生活室)

番号	要 求 事 項	回 答	課 名
(3)	食の安全・安心の確保について 中国餃子の業務混入事件をはじめ、汚染米不正販売、メラミンミルク輸入食品など相次ぐ事件の発覚で、国民の食に対する不信と不安は増大しています。とりわけ、鳥根県においても汚染米の不正販売は、食の安全・安心を推進する観点から極めて重要であります。 については、このことについての情報開示に一層努められるよう要請致します。	(3)食に関する各種事件の情報については、県民に対してタイムリーに提供することが重要と認識しており、把握した情報については報道発表するとともに県のホームページに掲載し情報提供を行っています。	衛生課 農産振興課
4	介護労働者の労働環境の改善及び人材確保について 高齢化率が最も高い鳥根県において、要介護人口が増加する中で福祉・介護現場に携わる労働者の離職率は、低賃金や過重労働者が起因して極めて高い状況にあります。すなわち、介護労働の魅力が薄れている今日、介護に携わる労働者の介護離職をいかに食い止めるのか、また、資格を有しながら介護職に就労していない潜在資格者も多く、その人材確保は大きな課題であると考えます。 については、これまで実施されています介護事業の実態調査などにに基づき、これらの課題を考慮した万全な介護保険制度にするため、県として国に強く働きかけられるよう要請致します。	介護労働者の安定した人材確保を行うため、全国知事会を通じて様々な提言を行っています。また、県独自に、関係者に対するアンケート調査やヒアリング等を実施し、介護現場の実態把握を行い、①適切な介護報酬の設定を行うとともに、確実に従事者の処遇改善につながる仕組みとすること、②福祉人材確保を行うための地方自治体に対する財政措置を行うこと、③介護福祉士の社会的な評価を高めるよう施策を講ずること、④介護現場で働くことを希望するよう環境を構築することについて、国へ要望を行ったところです。 今後も、様々な機会を通じて、引き続き、要請していきます。	高齢者福祉課
5	地域医療の対策について 本県においては、少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、離島、中山間地をはじめとする地域や診療科における医師不足及び、偏在や看護師をはじめとした医療スタッフ不足の解消は大きな課題となっております。とりわけ、昨年末には公立病院改革ガイドラインが示されましたが、へき地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療など採算性の取れない医療サービス、いわゆる、政策医療を支えてきた公立病院の存続が危ぶまれている状況にあります。 については、県民が安心して信頼のできる医療を地域で受けられるための施策及び、その財政措置が講じられるよう次の事項について要請致します。また、このことについては、県として国に働きかけられるよう要請致します。	(1)地域医療確保のためには医師確保が喫緊の課題です。そのような観点から、国に対して、これまでも診療報酬の見直しを含む要望を行っており、引き続き行っていきたいと考えています。 (2)県として、医師をはじめとした医療従事者の確保・養成について従来から対策を行っており、今後も地域と連携して取り組みます。また、国に対しても継続して要望しています。	医療対策課
6	生活保護の対策について 今日、急速に格差と貧困が拡大していると言われており、安心して働ける社会、生きることの保障がなされる社会構築が喫緊の課題であると考えます。については、底層生活の最後のセーフティネットであり生活保護に関して、県内21市町村及び福祉事務所に対し、以下の事項について指導されるよう要請致します。 また、生活保護基準(最低生活費)の切り下げに連動して、地方税の非課税基準、就学援助や国民健康保険料・介護保険料の減免基準など生活保護の水準の切り下げも危惧されており、県として国に生活保護基準の切り下げ阻止に関して働きかけられるよう要請致します。	生活保護制度は、社会保障の最後のセーフティネットであることから、各福祉事務所に對して、次のような指導を徹底していきます。 また、生活保護基準の見直しに当たっては、セーフティネットとしての本来の機能を果たしていくことが重要であるという観点から、必要に応じて国に意見書を述べていきます。	地域福祉課
(1)	「受けられるべき生活保護を受けられず、高金利の貸付(ヤミ金融)が増加する事態が生じないよう」生活保護の申請権や受給権を侵害しない運用を要請致します。	(1)生活保護を受けるべき者が受給できないようなことがあってはならないので、申請の意思があれば適正に対応するよう指導します。	地域福祉課
(2)	生活保護のパンフレットや申請書を行政の各相談窓口を設置されるとともに、ホームページや広報誌などにより、市町村を通じて広く県民に周知される取り組みがなされるよう要請致します。	(2)生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、様々な支援施策との連携を図りながら、必要に応じて制度周知を行うよう指導します。	地域福祉課
(3)	自立支援プログラムにおいては、経済的自立(就労支援)のみでなく、日常生活の支援や社会生活の支援も重視されるよう要請致します。	(3)自立支援プログラムについては、今後も、被保護者の抱える多様な課題に対応できるよう策定を指導します。	地域福祉課
(4)	福祉現場の業務拡大や自立支援業務の高度化などを踏まえ、ケースワーカー(福祉事務所職員)の増員、専門性の確保が図られるよう要請致します。	(4)ケースワーカーに不足が生じて事務処理に支障を来している場合は、適正人員を確保するよう指導します。また、専門性の向上のために、社会福祉士の資格取得や各種研修会への参加に努めるよう引き続き指導します。	地域福祉課
7	自殺者の対策について 平成19年における鳥根県の自殺者は233人(前年232人、対前年1人増)となっており、平成8年以降、毎年200人を超える高い水準(自殺死亡率は、常に全国順位の上位)で推移しています。なかでも、働き盛りの40～60代が全体の54%を占めています。その背景は、経済・生活・健康問題などさまざまな要因から引き起こさるなどの諸問題は必ず解決できる・・・」など、これまで以上に啓発や相談窓口への誘導が最善の防止策であると考えます。 については、これまで以上に緊急且つ有効な自殺防止策を構築する必要がある観点から、予算配分・施策の実行にあたっては、多重債務対策とともに連携した対応が図られるよう要請致します。	鳥根県自殺総合対策連絡協議会や庁内連絡会で、多重債務対策関係部署・団体を構成員とし、連携を図りながら取組をすすめているところです。 今後は、多重債務相談と心の健康相談の連携や多重債務相談担当者向けの研修の実施、圏域でのネットワーク構築など連携をさらに強化し自殺予防に努めたいと考えています。	障害者福祉課
8	ボランティアセンター鳥根(仮称)の設置について 平成7年に発生した阪神・淡路大震災、鳥取西部地震をはじめ、全国各地で地震が多発しています。また、今日の地球温暖化の現象は、突然のゲリラ豪雨・雪害などをもち、大きな被害が各地で発生しています。鳥根県において、大規模な災害が発生した場合、迅速なボランティア活動が必要と考えます。また、鳥根県及び全国からのボランティア活動をどのように受け入れられるのか、事前に想定しておく必要があると考えます。 については、事前に大規模な災害を想定し、ボランティア団体等との連携及び、情報の共有化を図るための機関として「ボランティアセンター鳥根(仮称)」を設置されるよう要請致します。	鳥根県では、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するため、平常時からの連携とネットワーク化の推進を図るため、鳥根県災害ボランティア関係機関連絡会議を、平成18年4月1日付けで設置しました。 構成員は、日本赤十字社鳥根支部、鳥根県社会福祉協議会、鳥根県生活同組合連合会、鳥根県共同基金、東消防防災課、地域福祉課、環境生活総務課NPO活動推進室からなります。 毎年、豪雨災害が発生しやすい梅雨時期に、事務局であるNPO活動推進室の主催で、災害ボランティア活動に関する情報交換及び連絡調整、災害ボランティア活動の協力・連携体制の検討や、災害時におけるボランティア活動の推進に関して必要な事項について協議し、情報の共有化を図っています。	環境生活 総務課 (NPO活動 推進室)

中国ろうきんは中国税理士会の協力を得て『確定申告書作成セミナー』を開催しました。松江、安来、雲南、出雲、浜田、益田会場に参加した方々は、次年度以降は自分自身



松江会場 2月5日

でスムーズに申告手続きができるようメモをとるなど熱心に税理士の指導に耳を傾けていました。



参加者から

- ・「非常に勉強になった。今後役立つと思う。」 (浜田会場：新宅さん)
- ・「初めての体験。一人ではとてもできないので大変助かった。」 (浜田会場：田部さん)
- ・「また来年も声をかけてください。」 (益田会場：匿名さん)

税務署から

「電子申告 (e-TAX)」
が便利です」



全国労働金庫協会と全国の13労働金庫が「ニッキン賞」受賞

多重債務救済や就職安定資金融資などの「生活応援運動」に高い評価



ニッキン 2009年1月23日

日本金融通信社が、金融界や社会の発展に広く貢献した団体に贈る「08年度ニッキン賞」を労働金庫が受賞することに決まりました。長年にわたり多重債務者救済に取り組み、弁護士・司法書士とのネットワークの構築や職場、学校などでの多重債務防止のためのセミナーや講座を実施してきたことが高く評価されました。また、生活に苦しむ国民を支える生活応援運動の一環として08年12月から実施している非正規労働者を対象とした就職安定資金融資も受賞の理由となりました。

中国労金では、各地区ハローワークと連携して非正規労働者の生活応援に取り組むとともに、会員の構成員 (正規労働者) の離職や賃金低下に対応した「生活支援緊急ローン」の取扱いも始め、06年度から実施している「助け合い制度」を充実させています。

労金部会役員とともにNPOへの寄付者を募集 (NPO寄付システム)

松江・安来・浜田・益田の各支店

中国労金松江・安来・浜田・益田の各支店は、地区労福協がNPO研修会を開催したことを受けてNPOへの寄付を呼びかけています。

＜中国ろうきんNPO寄付システム＞は05年10月にスタートし、07年度の寄付者は149名で、年間寄付額は41万円となっていますが寄付者の85%は労金役職員で、会員への浸透はいまひとつです。

そこで松江、安来、浜田、益田の各支店では地区労福協労金部会の協力を得て地域でNPOについて研修会を開催しました。研修会を通してNPOと労働運動の関係について理解を深め、労金部会役員とともに会員を訪問し、寄付者の募集に協力を呼びかけています。

地域活性につながる「テーマコミュニティ」としてNPOの役割・存在はますます期待が高まっているものと感じています。パートナーシップ型地域づくりの一助として、部会としても積極的に寄付システムへの参加・賛同を呼びかけています。

今期においては支店長と共に会員オルグを実施しながら運動の裾野を広げる取組みも行ってきたところ。息の長い活動として定着するよう今後も継続して取り組んでいきます。

松江地区労福協労金部会
部会長 景山 誠



**特典・サービスを満載して
展開中**

3月31日まで



全労済 2009年 地域貢献助成事業

環境活動、子育て子育て支援活動を応援します!



1 助成対象活動

1) 環境分野

- ① 地域の自然環境を守る活動
継続的に取り組む森づくり、里山や竹林の整備・保全の活動、河川や湖沼・海洋などの水質浄化活動、野生生物の保護など
- ② 循環型地域社会をつくるための活動
ゴミの軽減やリサイクル・リユース、省エネルギー、自然エネルギーに関わる活動など
- ③ 地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動
地域の子どもや住民を対象とした自然観察会、環境教育のための学習会など

2) 子ども分野

地域の中で、学校外の多様な育ちを応援する次のような活動

- ① 子どもたちの豊かな遊びの場をつくる活動
- ② 子どもたちが交流し学びあえる場をつくる活動
- ※ 子ども自身が主体的に参加して取り組む活動を重視します。

両分野共通で重視する活動

- ※ 多数の地域住民、市民団体や自治会などが活動に関わることで、人と人とのつながりが生まれ、コミュニティの形成、発展、再生につながるような活動
- ※ 地域に密着し継続して取り組む活動
- ※ 助成によってどう活動が充実、発展するのか明確である活動

2 助成対象団体

日本国内を主たる活動の場とするNPO法人、任意団体等(NGO、ボランティア団体等)

- ※ 過去に全労済より助成を受けられた団体についても応募できます。ただし、過去5年以内に3回以上全労済から助成を受けられた団体は、助成対象になりません。

3 助成内容

- 1) 助成総額:2000万円(上限)予定
環境分野1000万円、子ども分野1000万円を予定しています。
- 2) 1団体に対する助成上限額:30万円
応募は1団体あたり1事業のみとなります。

3) 助成申請の対象となる費用

資材費、旅費交通費など活動に直接係る経費や、人件費(謝金等含む)が対象です。

- ※ 詳しくは応募要項をご参照下さい。

4 助成対象期間

2009年9月1日～2010年8月31日に実施する活動が対象です。

5 選考

外部有識者や全労済関係者などで構成される審査委員会で決定します。

選考結果は、2009年7月上旬頃に全応募団体へ文書にて通知致します。

なお、選考に関するお問い合わせについてはお答えできませんので、ご了承下さい。

6 応募

1) 応募要項・申請書の入手

全労済のホームページ(<http://www.zenrosai.coop/eco>)よりダウンロードいただくか、以下のお問い合わせ先まで電子メールかFAXにてご請求下さい。

※ ご請求の際には、団体名、郵便番号、住所、送り主の方の氏名、電話番号を明記下さい。

お問い合わせ先

全労済
経営企画部内 地域貢献助成事業事務局(担当 津本)
TEL 03-3299-0161 / FAX 03-5371-2685
(平日10時～17時 土日祝を除く)
電子メール:90_eco@zenrosai.coop

2) 応募方法

所定の申請書に記入、必要書類を添付のうえ以下の応募書類提出先へ各2部を送付してください。

※ FAX、電子メール、持参による提出は受け付けておりません。

応募書類提出先

〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
全労済 経営企画部内 地域貢献助成事業事務局宛

必要な添付書類

- ① 定款、会則等の規程
- ② 役員名簿
- ③ 決算書(直近の1年分)

3) 応募期間

2009年3月19日(木)～ 2009年4月6日(月)
(当日消印有効)

ただいま

保障の無料点検相談実施中!

ぜひこの機会に、あなたも一度
保障を点検してみてください。

点検方法は全労済までご連絡ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。すでに組合員は全国で1,390万人。出資金をお支払いいただいで各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

〈各地区労福協活動のご紹介〉

今月号では浜田地区・邑智地区労働者福祉協議会の活動の一部をご報告させていただきます



青島市総工会 交流事業

浜田地区労福協

実施日

2008年11月21日(金)
～24日(月)

会場

中国青島市ほか

参加者人数

7名

青島市総工会との交流事業は、1997年10月に友好協定書を交わして以来、相互に訪問しながら交流を重ね、今回の訪中は4年ぶり5回目であります。

青島市は、人口800万人を数える中国でも有数の大都市であり、青島市総工会は、約140万人のメンバーから構成される公の労働者福祉団体であります。現地での交流会は、主席をはじめとする7名の主要メンバーと夕食をかねて交流をし、これまでの交流の意義を再確認するとともに、今後も相互友好を深めていき、さらなる交流事業の継続と発展を約束しました。

その後訪中団は、青島市、北京市、上海市を廻り、中国の実情をしっかりと体感し、とても有意義な訪中となりました。

学ぼう！ 身近な被害 「もうだまされないぞー」 講演会・相談会

邑智地区労福協



実施日

2009年1月22日(木)

開催時間

13:00～15:00

会場

川本町 悠邑ふるさと会館マルチホール

参加者人数

150名

今回、初めて地元「社会福祉協議会」と「NPOリーガルネットワークしまね」と共に、県内司法書士による演劇を交えての啓発普及活動を行い、キャッチセールス、振り込め詐欺、高金利ローン等の深刻な消費者問題について学習を深めました。

時には笑いもあり、参加者の注意を喚起できた取り組みであったと思います。是非、このような講演会が県下各地で開催され、少しでも被害の撲滅を図っていただきたいと思います。

労福協とは…



労福協シンボルマーク



労働者福祉協議会の略称。この協議会は労働者福祉活動を総合的に推進し、構成団体間における福祉活動の連絡調整を図るとともに、関係事業団体の育成と強化、並びに労働者福祉全般について啓発、教育、宣伝活動を行い、労働者福祉の推進を図ることを目的に活動する任意団体です。